

こどもデータ連携についての調査研究（令和6年度）

第3回 こどもデータ連携の取組に関する検討会

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2025年1月27日

議題

日時：令和7年1月27日（月） 10:00 - 12:00

形式：Teams会議

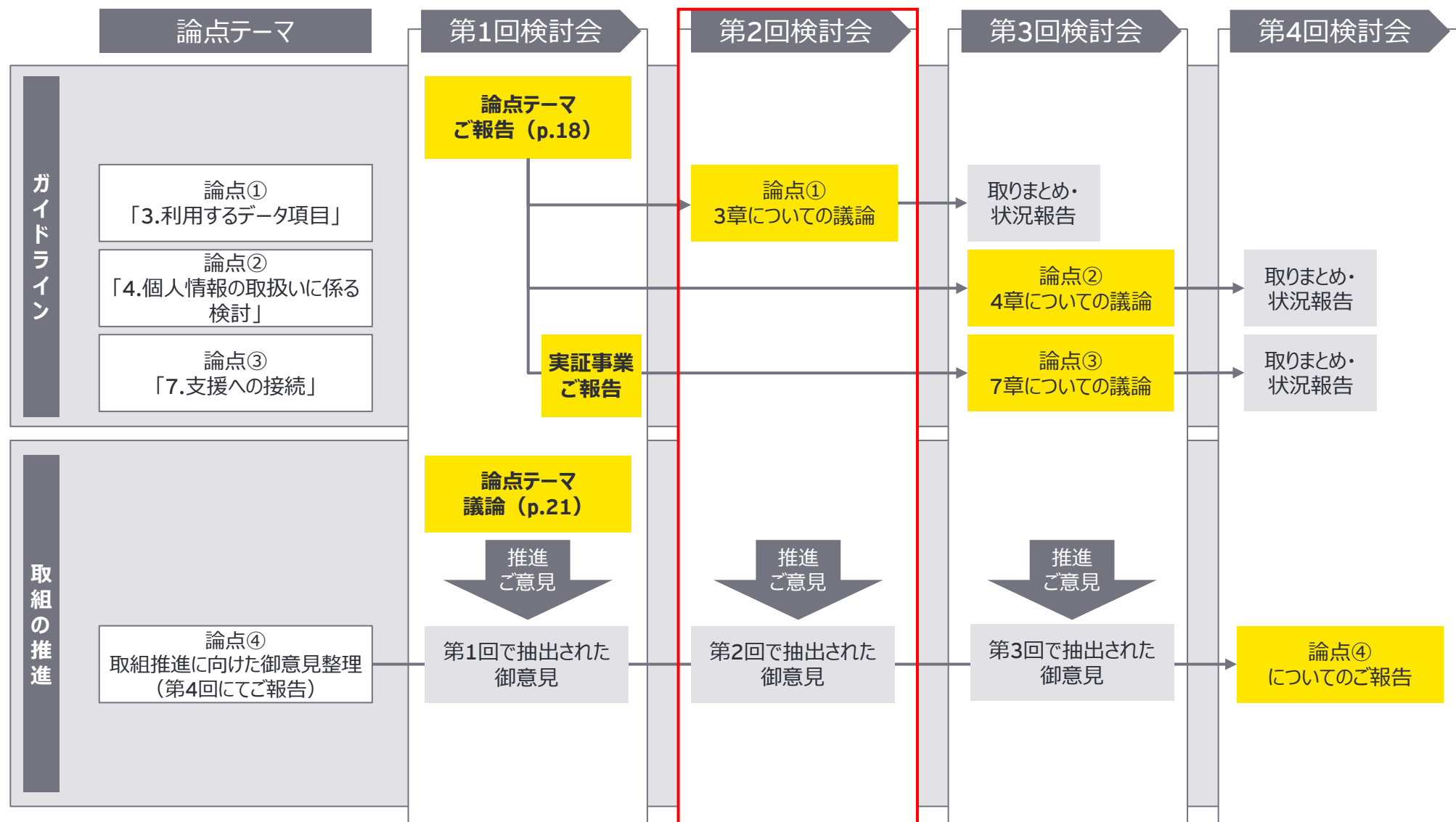
- 1 第2回検討会の取りまとめ状況ご報告 10分
- 2 ガイドライン修正の論点案②についてのご説明
（「4.個人情報の取扱いに係る検討」） 10分
- 3 ガイドライン修正の論点案③についてのご説明
（「7.支援への接続」） 10分
- 4 意見交換 80分
- 5 こども・若者の意見のご共有 5分
- 6 事務連絡 2分



第2回検討会の取りまとめ状況ご報告

1. 第2回検討会の取りまとめ状況ご報告（第2回検討会スケジュール）

第2回検討会では、ガイドライン修正に関する論点①「3.利用するデータ項目」について、多くの御意見を頂戴しました。



1. 第2回検討会の取りまとめ状況ご報告（議論事項）

「3. 利用するデータ項目」における具体的な論点として「関連性に関するガイドライン（成案）の掲載内容案」および「基本連携データ項目の見直し案」について、議論させていただきました。

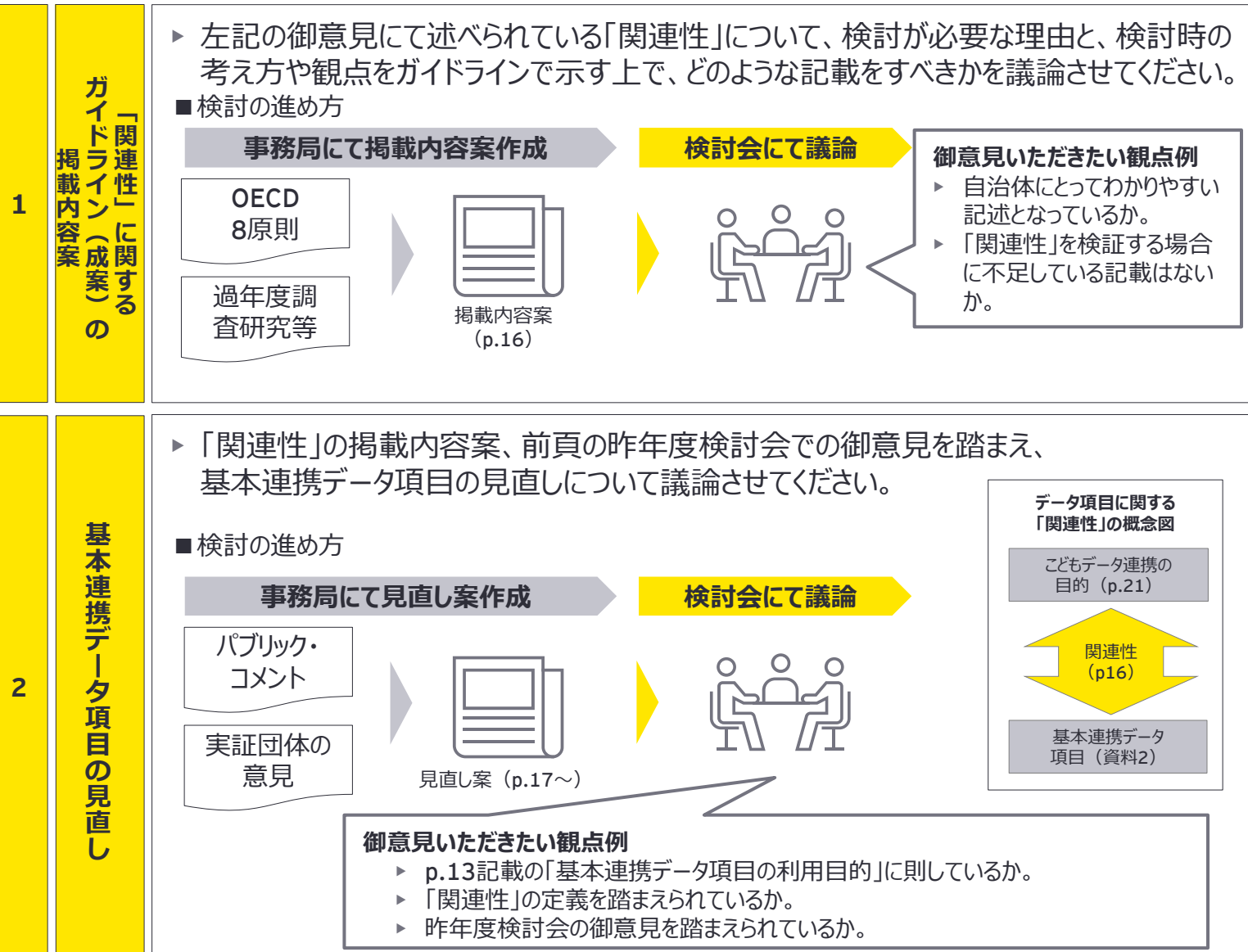
パブリック・コメントや実証団体の御意見概要（次頁に詳細記載）

- ① ガイドライン（素案）におけるOECDプライバシーガイドラインの第2原則前段への準拠に対する評価。
- ② 関連性の概念についての説明。

- ③ 基本連携データ項目の関連性に対する疑義。

- ④ 基本連携データ項目の粒度に対する疑義。
- ⑤ 基本連携データ項目の選定方針に対する留意点。

パブリック・コメントや実証団体を受けて、本検討会で議論したい事項



1. 第2回検討会の取りまとめ状況ご報告（頂戴した御意見の整理）（1/6）

「関連性に関するガイドライン（成案）の掲載内容案」において、頂戴した御意見と取り込み方針を記載しました。取り込み方針に沿って、ガイドラインへの反映を検討いたします。

「関連性に関するガイドライン（成案）の掲載内容案」に関する御意見		
#	御意見の要旨／抜粋	取り込み方針
1	「関連性」は個人情報保護法の条文やその解釈基準たる個人情報保護法ガイドラインに記載があるものではなく、法的規範性から考えると、憲法・法律の方が優位になる。「関連性」がないから違法になるというわけではなく、 どういった目的でどのようなデータを用い、こどもに潜在的な困難があると判断したかというプロセスが重要である。	関連性の検討が必要な理由として、国家賠償請求等につながる可能性があることの記載を検討する。 "関連性の検討は、プライバシーを保護する観点からも重要である。データの取扱いにおいて、困難の断定やデータによる差別等を行った場合、個人の尊厳をはじめとした人格権の侵害や国家賠償法に基づく国家賠償請求につながる可能性があり、取組を推進する地方公共団体等への信頼低下や取組の継続を阻害してしまう要因につながる場合があることに留意されたい。"
2	資料1 P16に記載がある「評価等」という文言では、 一律にデータ項目から虐待等の判定を行うように見えてしまうため、修正が必要ではないか。	関連性の検討観点を記載する際に、該当文言「評価等」について見直しを検討する。
3	困難とデータ項目によって具体的な関連性が異なる、ということが重要ではないか。 実際の支援につなげる際に、抽象的な困難との「関連性」だけを確認し、データ項目が取り扱われることがないように注意が必要である。	実際の支援につなげる際に、 抽象的な困難との関連性のみでなく、利用目的に応じたデータ項目を選定し、人の目による支援等の必要性の確認を行うことが重要 である点を追記検討する。
4	厳密に「関連性」を定義しない場合、ガイドラインとしての効力が低下することが懸念される。少なくとも、 必要最小限のデータを取り扱うことを基本方針とする点は、記載を残すべきである。	ガイドライン素案「4.7.1 こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項」「表4-3 こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項」等において、必要最小限の情報のみを取得・提供する旨を記載しており、既存ガイドライン素案の記載にて対応。 また、関連性の検討が必要な理由の記述においても、必要最小限のデータを取り扱うことについて言及を検討する。

1. 第2回検討会の取りまとめ状況ご報告（頂戴した御意見の整理）（2/6）

「基本連携データ項目の見直し（データ項目）」において、頂戴した御意見と取り込み方針を記載しました。取り込み方針に沿って、ガイドラインへの反映を検討いたします。

「基本連携データ項目の見直し（データ項目）」に関する御意見		
#	御意見の要旨／抜粋	取り込み方針
5	いじめに関係するデータ項目について、各学校で 生活アンケート調査等 が実施されており、その中で友人トラブル等の情報を確認しながら、いじめの有無の判断を行っている。	生活アンケート調査等について、調査した上で、 基本連携データ項目への追加を検討 する。（基本連携データ項目は、学校や地方公共団体においてデータ化されているか、標準的なデータとして保有しているものであるため、それに該当するかも含めて確認する。）
6	遅刻や欠席の情報単体では、いじめや不登校を見極めることは非常に困難であるため、保健室の利用状況や来室記録の中に、 いじめ等の状況がより明確に判断できる項目を追加 することを検討いただきたい。	保健室への来室が多いという項目の追加を継続検討し、その中で上記 アンケート調査等を追加できないか確認 する。
7	No.5-7「乳幼児健診アンケートにおける該当項目」では、地方公共団体 独自の乳幼児健診問診票の内容を用いているケース があり、健診アンケート回答の基本連携データ項目として提示する場合、各地方公共団体の運用に合わせて類似の項目を用いることができるよう、 例示としての記載が望ましい 。	「乳幼児健診アンケート」においては、地方公共団体により 保有している項目名が異なっている可能性がある旨を注記 する。
8	掲載見送りとなっている「母親の喫煙」について、母親への不当な差別とならないよう 掲載を見送った理由を丁寧に記載すべき である。	「母親の喫煙」の 見送り理由をより丁寧に記載する （こどもに影響がない場合の喫煙や、母親に限定してしまっていることでの性差別等見送りに資する理由を記載する）。
9	新規追加候補の「乳幼児アンケート」の項目について、「感情的にたたいた」は困難との蓋然性が高いと想定されるものの、「 育てにくさを感じる」「しつけのし過ぎ」は多くの養育者が感じるもの であり、基本連携データ項目として用いることに懸念がある。	新規追加候補の乳幼児アンケートの項目については、基本連携データ項目として「 感情的にたたいたのみを残す方向で検討 する。
10	新規追加候補の「保健室の来室が多い」は、相談室やそれに類似するものが各学校に設けられているため、「 保健室等 」とするほうがよいのではないか。	学校や地方公共団体においてデータ化されているか、標準的なデータとして保有しているものであるため、「保健室の来室が多い」のままとする。ただし、「 相談室やそれに類似するものが各学校に設けられていることも考えられるため、その点にも留意し、利用するデータ項目を検討されたい 」旨を注記する。

1. 第2回検討会の取りまとめ状況ご報告（頂戴した御意見の整理）（3/6）

「基本連携データ項目の見直し（考え方／留意点等）」において、頂戴した御意見と取り込み方針を記載しました。取り込み方針に沿って、ガイドラインへの反映を検討いたします。

「基本連携データ項目の見直し（考え方／留意点等）」に関する御意見		
#	御意見の要旨／抜粋	取り込み方針
11	「困難の蓋然性が高い」として、基本連携データ項目を選定しているが、 基本連携データ項目に該当したという事実をもって困難であるということ は言えない。 この点を明記する必要がある 。例えば被虐待児が低体重である場合は多いものの、低体重であることが虐待を示しているということにはならない。これを断定してしまうと差別であり違法、違憲となる可能性がある。	基本連携データ項目への 該当をもって困難であることを断定できないこと を左記事例を用いて記載を検討する。
12	基本連携データ項目が特定の困難のみに関係しているという誤解を生まないよう記載を注意すべき である。また、困難の性質も様々存在し、例えば低体重のこどもに対して栄養指導等を行う等も考えられ、重篤な困難だけでなく記載することも考えるべき。	支援を必要とすることでプッシュ型支援を行うという目的を記載し、そのためにこどもを把握する方法として基本連携データ項目を用いているだけであり、 あるデータ項目に該当する事実をもって特定の困難を決定するものではない ということを丁寧に記載する。
13	データの利用目的は地方公共団体によって異なるが、利用目的ごとに用いるデータ項目が異なるため、ガイドラインにおいても、目的に応じたデータ項目を選択する必要がある、と明記すべきだと考える。 実証事業の取組について、具体的案目的ごとのデータ項目例を例示することも有効 だと考える。	ガイドライン素案「3.1.2 基本連携データ項目以外のデータ項目の利用」において、以下の記載がなされており、ここに 令和6年度実証事業成果報告書を追記 する。 --- 地方公共団体で利用するデータ項目を検討する場合、「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究成果報告書」、「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究報告書」、「実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携にかかる留意点等）」、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業データ項目一覧」等の資料を参考とされたい。

1. 第2回検討会の取りまとめ状況ご報告（頂戴した御意見の整理）（4/6）

（前頁の続き）

「基本連携データ項目の見直し（考え方／留意点等）」に関する御意見		
#	御意見の要旨／抜粋	取り込み方針
14	データ項目と困難に対して1対1で判定を行ってしまうと、基本連携データ項目で取り上げている事象について、逆の因果が成立しているように思わせてしまうため、 複数項目で確認し、潜在的支援のニーズを捉えるような仕組みが必要ではないか。	「3.1 基本連携データ項目とは」に、以下の追記を検討する。 --- 基本連携データ項目の定義としては、「単体で困難の蓋然性が高い」ものであるが、「潜在的に支援が必要な子どもや家庭の把握」において、子どものかかえる困難は、いろいろな面で表出するものであるため、複数のデータ項目を多面的に活用することが重要である。 また、「把握した子どもや家庭への支援」において支援方策を検討する場合には、基本連携データ項目に限らず、検討に必要な情報を広く集め総合的に判断すべきである。その際も、プライバシーの観点からは、支援の検討に必要な最小限の情報を取り扱うことに留意すべきである。
15	データ項目の組合せ により、項目単体では把握できていなかった関連性を把握することがデータ連携事業においては重要であると考え。そのため、単体では蓋然性が高いとは言えないデータ項目を組み合わせる利用することの可能性等についても示唆いただきたい。	
16	1項目で困難と判断することは避けるべき、という意見が重要である一方で、基本連携データ項目の定義は「単体で困難の蓋然性が高い」ものであり、 現在の定義のままで、「1項目で判断しないように」と記載すると混乱が生じると思われるため、記載の工夫が必要 である。	
17	本取組では、本人が声を挙げられない、困っているという認識がない等の場合における早期発見も重要であるため、困難という言葉ではなく、「 潜在的ニーズ 」といった 記載も検討 いただきたい。	
18	基本連携データ項目をガイドラインに記載することで、子どもデータ連携の取組を阻害することがないよう工夫 いただきたい。	ガイドライン素案「3.1.2 基本連携データ項目以外のデータ項目の利用」において、以下の記載がなされているため、既存ガイドライン素案の記載に対して追記を検討する。 --- 基本連携データ項目は、地方公共団体が子どもデータ連携の取組を実施するにあたり、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるものとして、まず初めに利用することを想定したデータ項目であり、地方公共団体の政策目的や実情に応じて基本連携データ項目以外のデータ項目を利用することを妨げるものではなく、利用目的に応じたデータ項目選定や、人の目による支援等の必要性の確認が重要である。

「その他ガイドラインの記述」において、頂戴した御意見と取り込み方針を記載しました。 取り込み方針に沿って、ガイドラインへの反映／成果報告書の記載を検討いたします。

「その他ガイドラインの記述」に関する御意見		
#	御意見の要旨／抜粋	取り込み方針
19	データ項目にて該当した結果を、 支援者にどの程度共有するのかについても検討が必要 だと考える。例えば、学校の先生に「対象のこどもの家庭は生活保護を受給している」という情報を家庭の同意なく伝えていいのか、など、こういった場合に何を留意して伝えるのかについても検討する必要がある。	第3回検討会の「7. 支援への接続」にて「把握したこどもや家庭への支援」における支援への接続を行う際には、支援要否を判断した際に利用したデータに限らず、 支援に必要なデータを別途収集することが重要である旨を追記することを検討 する。また支援時のデータ取得に対する法的な記載を、こどもを把握する際のデータ連携時とは区別して検討する。
20	必要最小限のデータを取り扱うことが重要である一方、 支援を行う際には十分なデータがないと正しい支援を行うことが難しい 。例えばデータ取得の際には精神障害者保健福祉手帳の等級情報を連携しないとしても、支援を検討する際には等級も重要な情報になると思われる。ガイドライン素案では、データ取得に対して個人情報保護法等の法的規制を厳格に考えているものの、支援時のデータ取得に対しての法的な記載が少ないように思われる。	※なお、支援主体に情報を連携する際の留意点については、ガイドライン素案「7.1 支援の流れ」に記載がなされているため、既存ガイドライン素案の記載にて対応。（具体的な実証事業の事例も参照できるように検討する。） ----- 人の目による支援等の必要性の確認を実施する際には、必要に応じて、こどもや家庭の状況を正確に把握するため、関係機関等から必要な詳細情報を収集することが考えられる。その上で、これまでに把握した情報を基に、こどもや家庭がどのような状況にあるか、どのような支援が足りていないか等を多様な観点からアセスメントし、支援の必要性や緊急性を検討することが必要である。データだけをもって判断しないためにも、日々のこどもの様子を把握している保育所、幼稚園や学校等の関係機関からの聞き取り等による情報収集を行う例は実証事業でも多く見られ、一つの有効な手段であると考えられるが、その際には、こどもに対する偏見や不当な取扱い等が生じないよう、十分に配慮する必要がある。
21	基本連携データ項目を誰が閲覧するのか については、まだ確定されていないという理解で合っているか。	「2.3 データを取り扱う主体の整理・役割分担」において、「 潜在的に支援が必要なこどもや家庭の把握 」におけるデータ閲覧者がどの主体になるのかについての追記を検討する。

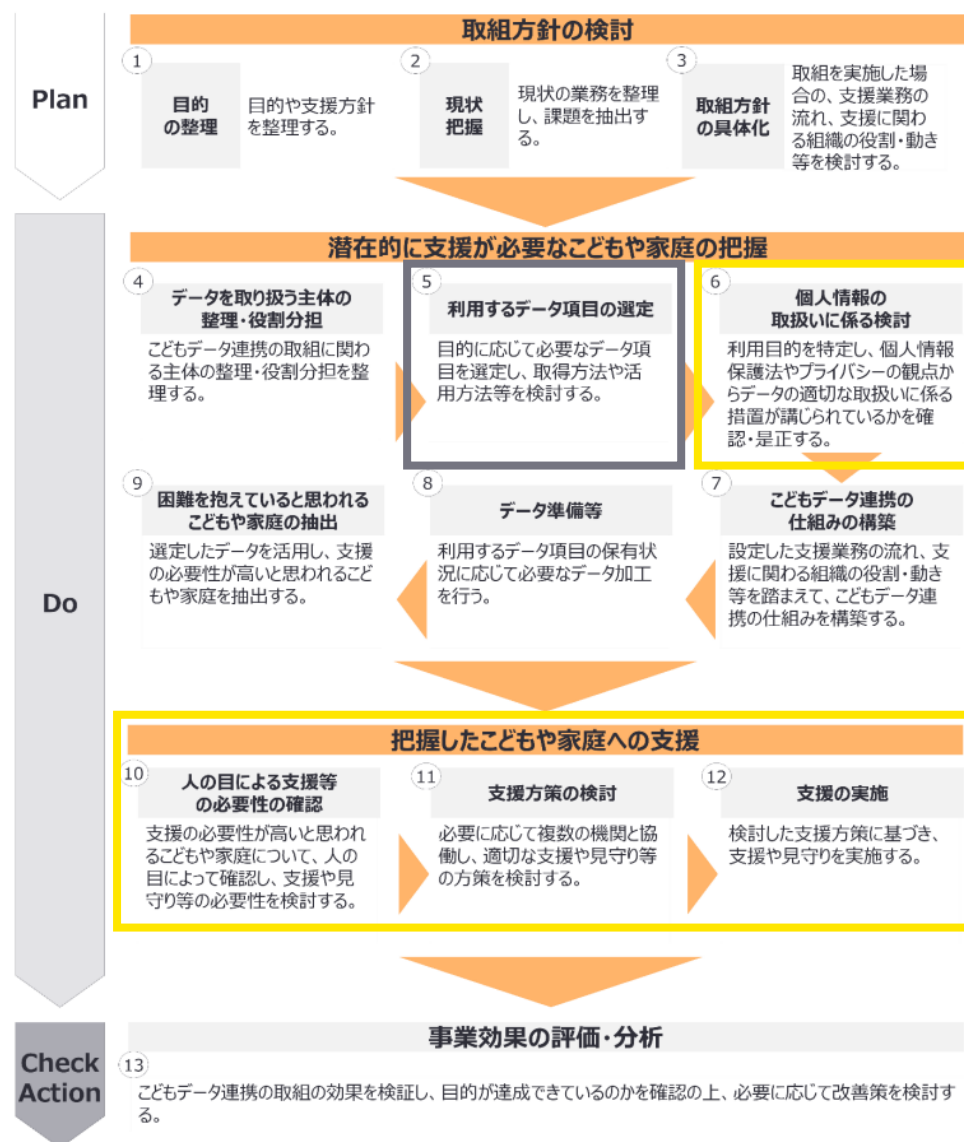
1. 第2回検討会の取りまとめ状況ご報告（頂戴した御意見の整理）（6/6）

（前頁の続き）

「その他ガイドラインの記述」に関する御意見		
#	御意見の要旨／抜粋	取り込み方針
22	実証事業を行っている地方公共団体では、臨時的な利用ということで、個人情報の目的外利用を行っているケースが多い。今後、 こどもデータ連携を継続的に実施していく上では、法的整理を示すことが必要である と考える。	個人情報の取扱いに関する法的な整理について、 取組を推進するための課題 として、第4回検討会にて取り上げる。また成果報告書においても記載する。
23	本取組の意義は、 個人情報等の取扱いを法的に順守した上で 、こどもの様々な情報を連携するハードルを下げ、全体としてデータを連携することであると考える。基本連携データ項目の取扱いを検討することが重要である。	
24	法律上の整理をガイドラインで示すことが大事であることに加え 、職員の考えや感情面においても、情報の連携のハードルを感じすぎないようにガイドラインの記載を検討することが重要である。	
25	文部科学省が 中央教育審議会にてICT等の内容を含んだ諮問を実施しており、本取組との連携についても検討 いただきたい。	取組を推進するための課題 として、第4回検討会にて取り上げる。また成果報告書においても記載する。
26	情報の収集と支援の検討については、分けて検討すべき であり、それぞれの留意事項について、ガイドラインに記載をすべきと考える。	ガイドライン素案においては、「潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見」する業務と、「把握したこどもや家庭への支援」の業務を区別して記載しており、それぞれの留意点を記載している。そのため、第3回検討会以降の議論においては、これらを 区別して議論できるよう配慮 する。

1. 第2回検討会の取りまとめ状況ご報告（議論事項の概観）

第2回検討会は、利用するデータ項目の選定について御意見を頂戴しました。本検討会では、個人情報の取扱いに係る検討及びこどもや家庭への支援について御意見を頂戴したいです。



第2回検討会

- ▶ 昨年度の検討背景、基本連携データ項目の利用目的を踏まえて、**潜在的に支援が必要なこどもや家庭の把握**のための「利用するデータ項目の選定」において、以下2点を議論いただいた。
 - ✓ 基本連携データ項目のデータの利用目的とデータ項目の間にある「関連性」に関するガイドライン（成案）の掲載内容案
 - ✓ 基本連携データ項目の見直し

第3回検討会

- ▶ パブリック・コメント、第1回検討会の御意見も踏まえて、以下2点の業務に係るガイドラインの記載について議論いただきます。
 - ✓ 個人情報の取扱いに係る検討：「4. 個人情報の取扱いに係る検討（ガイドライン素案P20～P31）」
 - ✓ 把握したこどもや家庭への支援：「7. 支援への接続（ガイドライン素案P43～P47）」

図 2-1 こどもデータ連携の取組の業務概要



ガイドライン修正の論点案②についてのご説明 （「4. 個人情報の取扱いに係る検討」）

2.「4.個人情報の取扱いに係る検討」についてのご説明（検討背景と議論事項）

パブリック・コメント及び第1回検討会での御意見を踏まえ、本検討会では、プライバシーに関する掲載内容案を中心に議論させていただきたいです。

パブリック・コメント

同意取得への考え方、個人情報の具体的な取扱いの記載について明記すべき、と御意見を頂戴しました。

第1回検討会での御意見

左記の御意見の基で、個人情報の具体的な取扱いの例示検討、個人情報の内容については詳細な記載があるもののプライバシーに関する記載が不足している、との御意見を頂戴しました。

今年度の検討観点

左記の御意見を踏まえ、本検討会ではこどもの同意を含めたプライバシーに関する掲載内容案を議論させていただきます。また、個人情報の取扱いについては、実証事業団体の事例等を基に具体例の記載検討を行います。

プライバシー

- ▶ 情報取得・提供・利用の際の**本人同意要否**について、ガイドライン上で明記されていない。
- ▶ **こども本人の同意の在り方**、同意主体（こどもか保護者か）が明記されていない。
- ▶ 保護者と本人の関係上、**保護者から同意をとることが適切でない場合**についての同意取得の考え方が明記されていない。

- ▶ ガイドライン素案では、**個人情報保護法の内容について詳細に記載されているものの、プライバシーの観点での記載が少ない**。具体的にはこどもに対する**特別の保護とプロファイリング**が課題である。
- ▶ こどもの関与については、こども自身が相談できる体制や支援に対するフィードバックの機会を設ける等、**こどもの権利を擁護できるような取組が重要**である。
- ▶ **プライバシー影響評価（PIA）**に関して、**実証事業における事例が参考になる**として、ガイドラインやこども家庭庁HPに追記することを提案する。

本検討会で取り上げる観点

- ▶ **プライバシーに関するガイドライン（素案）のP28~30の内容について、本検討会で議論させていただきます。**

こどもデータ連携ガイドライン（素案）の章立て

- ▶ 4.7 プライバシー
 - ▶ 4.7.1 こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項
 - ▶ 4.7.2 プライバシーガバナンス

個人情報の取扱い

- ▶ **個人情報の適切な取扱い**に関する措置について、ガイドライン上で明記すべき。
- ▶ 個人情報の取扱いの委託等について、**対応方法や遵守すべき事項などを具体的に記載**すべき。
- ▶ 開示、訂正、利用停止請求への対応について明記すべき。

- ▶ 個人情報の取扱いについては、**具体的な事案とその際の法的根拠や手続きについて例示**を検討すべきである。

- ▶ 実証事業の報告資料等を踏まえ、ガイドライン（素案）のP20~28に記載されている個人情報の取扱いについて、事務局にてガイドライン／成果報告書への具体例記載を検討する。

※記載方法については事務局にて検討する。

2.「4.個人情報の取扱いに係る検討」についてのご説明（掲載内容案の概要）

プライバシーに関する掲載内容の概要把握のため、ガイドライン（素案）の内容と比較し、ガイドライン（成案）で追記を行う事項を取り上げています。

対象箇所	ガイドライン（素案）の記載概要	ガイドライン（成案）への掲載内容案概要 ※資料2-1に詳細	資料2-1 No
4.7 プライバシー（ガイドライン素案P28～29）			
	プライバシー配慮の必要性と各種ガイドラインの内容	（修正なし）	1
	本ガイドラインにおけるプライバシーへの記載範囲	（参考資料の追加）	2
	－	EU一般データ保護規則（GDPR）（こどもの特別な保護／同意取得）	3
4.7.1 こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項：表4-3の内容（ガイドライン素案P29）			
個人情報の取得	政策目的の明確化と必要最小限の情報	政策目的、データの利用目的の住民への周知と必要最小限の情報	4
	－	説明平易化（特にこどもに対して）	5
支援の必要性の判定	判定ロジックの結果のみでの対象者判断の禁止	プロファイリング（データのみによる自動決定）の禁止	6
対応方針の決定／見守り・支援の実施／フォローアップ・検証	支援業務に必要な範囲の関係者に対する情報提供	支援業務に必要な範囲の関係者に対する情報提供と有効な支援検討	7
	－	こどもの意見表明権	8
	－	不要なデータの削除	9
	－	開示請求による分析結果の開示	10
4.7.2 プライバシーガバナンス（ガイドライン素案P30）			
	－	PIAの活用が有効であること、実証団体の取組紹介	11
	プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化	（修正なし）	12
	プライバシー保護責任者の指名	（修正なし）	13
	プライバシーへの取組に対するリソース投入	（修正なし）	14

2. 「4.個人情報の取扱いに係る検討」についてのご説明（ガイドライン（成案）の掲載内容案）

ガイドライン（成案）の掲載内容案を作成しましたが、御意見を頂戴できますと幸いです。

対応箇所				No	ガイドライン（素案）の記載	ガイドライン（成案）の掲載内容案	掲載意図・参考元
「4. 個人情報の取扱いに係る検討」	4.7	プライバシー	ガイドライン素案P28～29	1	こどもデータ連携の取組において利用する個人情報は、こどもや家庭の機微な個人情報であるため、個人情報保護法に準拠していれば充分であるとは言えず、プライバシーに配慮しつつ取組を実施する必要がある。 プライバシー保護に関する記載は、その正確性を担保するため、プライバシーに関連するガイドブック等を確認する必要がある。特に、「個人情報保護法第3条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わ	(内容の修正はありません)	—

【資料2】『ガイドライン掲載内容案に係る討議資料』にてご説明と議論をさせていただきます。

					「範囲」のようには示されており、個人情報保護法上で守られるべき範囲に限定されないことが述べられている。	「素案ガイドブック」においては、プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲が「図4-2 プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲」のようには示されており、個人情報保護法上で守られるべき範囲に限定されないことが述べられている。	
					3	—	GDPRにて、こどもは「個人データの取扱いと関連するリスク、結果及び関係する保護措置、並びに、自らの権利について十分に認識できないかもしれないため、その個人データに関して特別の保護を享受する。」（GDPR前文38条）との記載がある。本取組においても、こどもや家庭のデータ収集や利用において「特別の保護」を考慮する必要がある。 ▶GDPR前文の内容を踏まえ、「EU一般データ保護規則（GDPR）（こどもの特別な保護）」について記載追加した。（資料1：P17-1）

2. 「4.個人情報の取扱いに係る検討」についてのご説明（「4.7 プライバシー」に関する参考元）

「4.7 プライバシー」に関する掲載内容案の参考元について、詳細を記載します。

No	資料名	参考とした記載内容
1	EU一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : GDPR) 前文	▶ 子どもは、個人データの取扱いと関連するリスク、結果及び関係する保護措置、並びに、自らの権利について十分に認識できないかもしれないため、その個人データに関して特別の保護を享受する。特に、マーケティングの目的、その子どもに関するパーソナリティ若しくは個人プロフィールの作成の目的での子供についての個人データの使用、及び子どもに対して直接に提示されるサービスを利用する際の子どもの個人データの収集に対して、そのような特別の保護が適用されなければならない。
2	ガイドライン素案	▶ あらかじめ本人の同意がある場合、保有個人情報の利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供を行うことができる（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 1 号）とされている。この点、こども（未成年者）の個人情報について、本人が同意したことによって生ずる結果について、本人が未成年者であり判断できる能力を有していない等の場合は、親権者又は法定代理人等から同意を得る必要がある（事務対応ガイド4-5-2（1））。しかし、児童虐待等、親権者等から同意を取得することが、こどもの利益につながらない場面においては、親権者等から同意を得ることは難しいことも考えられる。また、あらかじめこども本人又は親権者等から同意を取得した個人情報だけでは、利用できる個人情報の数が少なく、集めた個人情報から支援の必要性を判断するには限界があることが、これまでの実証事業で報告されている。 ▶ こどもデータ連携の取組において、業務委託を受けず自主事業としてこどもや家庭への支援を実施している NPO 等民間団体と協働して支援を行う場合が考えられる。その場合において、地方公共団体が保有する個人情報を NPO 等民間団体に提供することは原則として考えられないが、支援対象者となるこどもや家庭に対して丁寧に必要性を説明した上で、同意が取得できた場合には、支援に必要な範囲で保有個人情報の提供を行うことが考えられる。同意を取得する場合には、こどもの意見を尊重することが重要であるが、年齢、抱えている困難の性質、状況等から、誰からどのように同意を取得すべきであるか、こどもの最善の利益を第一に考え適切な同意取得の方法を検討されたい。なお、本人から同意を取得する場合には、対象となる個人情報の項目やこどもデータ連携の取組の性質を踏まえて、その有効性を個別具体的に判断する必要がある。その際、こども本人が同意したことによって生ずる結果について、本人が未成年者であり判断できる能力を有していない等の場合には、親権者又は法定代理人等から同意を得る必要がある（事務対応ガイド 4-5-2（1））ことにも留意が必要である。

2. 「4.個人情報の取扱いに係る検討」についてのご説明（「4.7.1 こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項」に関する参考元）

「4.7.1 こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項」に関する掲載内容案の参考元について、詳細を記載します。

No	資料名	参考とした記載内容
1	令和5年度実証事業 広島県・府中町成果 報告	▶ データ利用の各段階における課題と対応策を整理した。 ✓ データの収集（個人情報保護法に沿った利用目的の設定・明示、機械学習による分析結果の妥当性の検証による不要なデータ項目の収集停止、住民への事前の事業周知（HP、広報誌など）） ✓ データの連結（アクセス権の設定と情報閲覧対象者の限定） ✓ データの分析（1次評価としての分析結果の活用と、人による最終的な判断の実施、個人情報保護法に基づく自己情報開示請求による分析結果の提示） ✓ データの共有（アクセス権の設定と情報閲覧対象者の限定、情報共有対象の厳格化） ✓ データでの支援（本人同意による支援、本人が予期しない形での接触禁止）
2	EU一般データ 保護規則（General Data Protection Regulation： GDPR）条文	▶ 管理者は、データ主体に対し、簡潔で、透明性があり、理解しやすく、容易にアクセスできる方式により、明確かつ平易な文言を用いて、取扱いに関する第13条及び第14条に定める情報並びに第15条から第22及び第34条に定める連絡を提供するために、特に、子どもに対して格別に対処する情報提供のために、適切な措置を講じる。 ▶ データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を発生させる、又は、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する。 ▶ データ主体は、自己の特別な状況と関連する根拠に基づき、第6条第1項又は(f)に基づいて行われる自己と関係する個人データの取扱いに対し、それらの条項に基づくプロファイリングの場合を含め、いつでも、異議を述べる権利を有する。管理者は、データ主体の利益、権利及び自由よりも優先する取扱いについて、又は、訴えの提起及び攻撃防御について、やむをえない正当な根拠があることをその管理者が証明しない限り、以後、その個人データの取扱いをしない。
3	令和6年度実証事業 和泉市中間報告	▶ SSWらが参照するダッシュボードへの表示項目は、虐待に関連するであろうデータ項目のみならず、その後の支援策検討にも有用な項目も搭載することが重要である。
4	こども基本法	▶ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
5	実証事業ガイドライン （こどもに関する各種 データの連携にかかる 留意点等）	▶ 保有する個人情報を利用目的に照らして必要最小限のものである必要があるため、利用目的の達成に必要ななくなった場合は速やかに削除すべきである。
6	個人情報の保護に関 する法律についての事 務対応ガイド	▶ 行政機関等が個人情報を保有するに当たっては、「特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」（法第61条第2項） ▶ 利用目的の達成に不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。したがって、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。



ガイドライン修正の論点案③についてのご説明 （「7.支援への接続」）

3. 「7. 支援への接続」についてのご説明（検討背景と議論事項）

パブリック・コメント及び第1回検討会の御意見を踏まえ、支援の流れ及び支援全体の留意事項から、ガイドライン（成案）への掲載内容案を議論したく存じます。

パブリック・コメント

データ連携のみならず、支援への接続までの一連の流れを実施・検討すべき、と御意見を頂戴した。

- ▶ 既に支援につながっている対象者のみならず、従来発見できていない事例について、1つ1つの機関では見落としがちな小さな課題が別の機関でも複数存在することがデータ連携で顕在化することで、支援へつながることから、**支援につなげるためのデータ連携を検討していくべきである。**
- ▶ 長期の不登校や虐待のケースにおいて、学習支援に関連する情報がこどもに届いていない事例が存在するため、そういった重篤な対象者に対して**どのように支援を届けていくか、一連の工程において施策を検討していく必要がある。**
- ▶ データを活用して支援先につなぐ等、**下流の内容も実証団体にも実施頂きたい。**

第1回検討会での御意見

左記の意見を踏まえて、支援全体における留意事項と、支援の接続を行う際の留意事項を含めた具体的事例について、様々な御意見を頂戴した。

支援全体における留意事項

- ▶ **データ項目による差別や、不適切な養育と断定してしまうリスクについて、さらなる注意喚起や体制構築の必要がある。**
- ▶ **一人一人のニーズを確認、最善の利益を考慮した上で、支援につなげるのが重要である。**

支援の接続を行う際の留意事項

- ▶ 学校へ情報共有する際、**データ結果の提供だけではこどもや家庭に対して色眼鏡を持たれてしまう懸念があり、事業概要等を丁寧に説明している。**
- ▶ こどもに対する予防的支援を行う際、支援者だけではなく、組織全体の意見も含めた**多面的なアセスメントが必要である。**
- ▶ **データ連携だけでなく、支援についても意見交換することで正確な理解が進むのではないかな。**
- ▶ **福祉の情報を知っているために、教師にとって負担になるようなことがあってはいけないとの意見を頂戴したことがある。**
- ▶ **学校の支援においては、家庭や養育者との関係性を含めてデータ以外の情報も考慮し、最終判断をしている。**

本検討会での議論事項

ガイドライン（成案）には、ガイドライン（素案）のP43記載の「表7-1 支援の流れ」と「支援全体の留意事項」に沿った記載とする想定のため、この流れに沿って御意見を頂戴したいです。

支援全体における留意事項

支援全体を通じて、管理主体や支援者が留意すべき事項を記載する。

人の目による支援等の必要性の確認

情報共有を通じて支援の要否を判定する際に、留意すべき事項を記載する。

支援方策の検討

支援等の必要の確認時に得られた情報等も踏まえて支援内容を検討する際に、留意すべき事項を記載する。

支援の実施・フォローアップ

支援を行う対象へのアプローチ、フォローアップを行う際に、留意すべき事項を記載する。

3.「7.支援への接続」についてのご説明（掲載内容案の概要）

支援への接続に関する掲載内容の概要把握のため、ガイドライン（素案）の内容と比較し、ガイドライン（成案）で追記を行う事項を取り上げています。

対応箇所	ガイドライン（素案）の記載概要	ガイドライン（成案）への掲載内容案概要 ※資料2-2に詳細	資料2-2 No
7. 支援への接続（ガイドライン素案P43）			
支援全体 における 留意事項	－	判定結果のみによる支援対象者への差別的取扱いに対する注意喚起 ▶ 支援主体に対する注意喚起	1
		「こどもの最善の利益」が最優先であることの共有	2
7.1 支援の流れ（ガイドライン素案P43～45）			
人の目による支援 等の必要性の確認	判定結果のみによる支援対象者への差別的取扱いに対する注意喚起	（「支援全体における留意事項」に移動）	3
	こどもや家庭の状況を把握する目的での必要に応じた情報収集	こどもや家庭の状況を把握する目的での必要に応じた情報収集 ▶ 支援のための情報収集 ▶ 支援機関に対するデータ内容や事業目的説明	4
	支援の必要性や緊急性の検討	支援の必要性や緊急性の検討 ▶ 支援優先順位の事例	5
支援方策 の検討	こどもや家庭の状況等を踏まえた、具体的なアクションに繋がる支援策検討	こどもや家庭の状況等を踏まえた、具体的なアクションに繋がる支援策検討 ▶ 支援の在り方について様々な部局との意見交換 ▶ 関係者ごとの支援可能な範囲の擦り合わせ ▶ 困難類型や支援主体に応じた情報共有の調整や試行錯誤	6
	NPO等の地域資源と協働することの必要性	NPO等の地域資源と協働することの必要性 ▶ 支援者の負担にならない配慮	7
支援の 実施・フォローアップ	既存の接点や面会の機会を活用するなどの相談しやすい関係づくりとその事例	既存の接点や面会の機会を活用するなどの相談しやすい関係づくりとその事例 ▶ リスク判定結果から支援対象となったことを秘匿する配慮	8
	支援の評価の見直しの必要性（第三者による評価も有効である）	支援の評価の見直しの必要性（第三者による評価も有効である） ▶ 支援に対する意見表明 ▶ 継続的に取組を行うための検討	9

3.「7.支援への接続」についてのご説明（ガイドライン（成案）の掲載内容案）

ガイドライン（成案）の掲載内容案を作成しましたが、御意見を頂戴できますと幸いです。

対応箇所					No	ガイドライン（素案）の記載	ガイドライン（成案）の掲載内容案	掲載意図・参考元
「7. 支援への接続」	7	支援への接続	支援全体における留意事項	ガイドライン素案 P43	1	ー（※右記掲載内容案はガイドライン素案（P43「1. 人の目による支援等の必要性の確認」）から移動）	こどもデータ連携の取組においては、データを活用することで、支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を統計的に抽出するが、これは、特定の困難等がある者がデータ項目に該当することが多いという統計情報であり、データ項目に該当するからといって、直ちに特定の困難等があると断定することはできない。データだけをもって困難等が「ある」と断定することはプライバシーの保護や差別	▶第1回検討会の御意見を踏まえ、データによる差別防止の内容を一番最初に配置した。 ▶ガイドライン素案（P43）の「人の目による支援等の必要性の確

【資料2】『ガイドライン掲載内容案に係る討議資料』にてご説明と議論をさせていただきます。

		7.1	支援の流れ	人の目による支援等の必要性の確認	ガイドライン素案 P43～44	3	こどもデータ連携の取組においては、データを活用することで、支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を抽出するが、データだけをもって困難等が「ある」と断定することはプライバシーの保護や差別偏見の助長を防ぐという観点から許容されず、人の目により、支援や見守り等の必要性の確認・検討を行う必要がある。	（「支援全体における留意事項」に移動）	ー
--	--	-----	-------	------------------	-----------------	---	---	---------------------	---

3.「7.支援への接続」についてのご説明（「7. 支援の接続」に関する参考元）

「7.支援への接続」に関する実証事業団体の報告書の記載内容について詳細を記載します。

No	資料名	参考とした記載内容
1	令和5年度実証事業 開成町成果報告	▶ システムを使用する職員に対して、 リスク判定の結果のみで支援方針を決定しない、レッテル貼りをしない といった意識醸成のための説明会を実施。
2	令和5年度実証事業 延岡市成果報告	▶ システムによる絞り込み結果が必ずしも子どもや家庭の実情に合っているとは限らないことや、 スティグマを生まないよう注意喚起 を促す文書を配布した。
3	令和5年度実証事業 昭島市成果報告	▶ 学校によって個人情報への感度の差が大きい ことが挙げられる。感度が低い学校では、本人に直接伝えてしまうことが懸念される。昭島市では、小学校・中学校については市と十分に連携できているので問題ないが、高校（特に私立）に対しては気軽に情報連携することは難しい。また、場合によっては情報連携がそのこどもの評価にも繋がってしまうことも懸念される。
4	令和6年度実証事業 全体中間報告	▶ 人による絞り込みに当たって、どのような情報を共有すると有効な支援を検討し得るのか、スティグマになり得るのかといった点については、 困難類型や支援実施主体に応じて判定結果の検討が必要であり、支援実施主体側との丁寧な調整・試行錯誤が必要。
5	令和6年度実証事業 会津美里町成果報告	▶ 基本的には、人による絞り込み、支援方策の検討、支援まで一貫して担任教諭が実施。これは、児童との接点が最も多く、性格特性を踏まえた上で効果的に支援を実施できると考えたためである。 ▶ ただし、 学校での対応が難しいと判断された事案等では、必要に応じて、こども教育課に連携。SSWや保健師による支援方策の検討・実施がされるケースがある。
6	令和5年度実証事業 佐渡市成果報告	▶ リスク判定結果をうのみにせず、人によるアセスメントを十分に実施した上での支援要否判断の実施。 ▶ リスク判定をきっかけに新規に見守り等の支援を行うことになる場合、 リスク判定結果による個人のプロファイリングに繋がらないよう、リスク判定をきっかけに支援対象になった児童であることは伏せる等の対策検討 を行った。
7	令和6年度実証事業 全体中間報告	▶ 事業を継続的に行う観点からは、数年で実施主体の体制等も変わることがあるため課題 がある。特に、学校における支援等においては、学級担任が変わるなど単年度で体制が変わるケースが多く、引き継ぎも容易ではないため、継続的に取組を行うために検討が必要。



こども・若者の意見のご共有



事務連絡

6. 事務連絡

各会議の日程、議題については以下を予定しています。

#	開催時期	議題案
1	2024/11/25 (月) 14:00-16:00	1. 事業内容説明 2. パブリック・コメント／申送事項 整理結果のご報告 3. 検討会での論点案についてのご説明 4. 実証事業におけるご報告 5. 意見交換
2	2024/12/26 (木) 13:00-15:00	1. ガイドライン策定に向けた議論（論点①「3.利用するデータ項目」に関する論点）
3	2025/1/27 (月) 10:00-12:00	1. ガイドライン策定に向けた議論（論点②「4.個人情報の取扱いに係る検討」に関する論点 2. ガイドライン策定に向けた議論（論点③「7.支援への接続」に関する論点）
次回	2025/3/6 (木) 13:00-15:00	1. 取組の推進に向けた議論（論点④「取組推進に向けたご意見整理」） 2. 検討会取りまとめ状況のご報告

参考資料

パブリック・コメントのうち、個人情報の取扱いについての言及があったものを抜粋します。

No	パブリック・コメント
1	▶ 個人情報の適切な取扱いに関する措置について、ガイドライン上で明記すべき。
2	▶ 個人情報遡及年数、保管年数、削除請求の要否（自動削除の有無）などを明記すべき。
3	▶ 開示、訂正、利用停止請求への対応について明記すべき。
4	▶ 個人情報の取扱いの委託等について、対応方法や遵守すべき事項などを具体的に記載すべき。 （例）当該情報の取扱うためにとるべき体制整備や、遵守すべき事項など、当該団体がなすべき事項、および／または、なすことが期待される事項 （例）地方公共団体が当該団体に確認すべき事項や情報管理の状況を把握する義務、そして、当該団体が当該情報を保有する必然性が失われた際に適切にその情報が消去されることを確認する義務について （例）（委託を受けないNPOの自主事業）同意取得の対象となる当該情報の対象者は当該団体から支援を受けるなど両者の関係が対等でない場合が想定されるため、当該対象者の同意を得ることは当然としたうえで、地方公共団体にはその情報を渡すことによる不利益が生じないよう責任を持つことと、それに要する対応を記載 （例）地方公共団体が保有する個人情報を渡す場合、そのNPO等民間団体に、個人情報そのものには触れない範囲で、個人情報を渡したことを公開する
5	▶ 開示・訂正・利用停止請求への対応について、保護者による請求を一律に拒否することがないように、記述を改められたい。
6	▶ 「統計作成・学術研究等」の項目の「不向きと考えられる理由」の記述は本質を捉えていない。
7	▶ 要配慮個人情報については、同意取得のユースケースを明記すべき。
8	▶ 情報取得・提供・利用の際の本人同意要否について、ガイドライン上で明記すべき。
9	▶ こども本人の同意の在り方についても何かしらの指針を明示すべき。
10	▶ 要配慮個人情報の取得の際の、本人同意が必要になるのではないかな。
11	▶ こどものデータ利用には保護者の同意が必要ではないかな。
12	▶ 離婚した場合など、親権者でない保護者の取扱いなどについても明記すべき。
13	▶ 保護者と本人の関係上、保護者から同意をとることが適切でない場合について、法的措置含めて、同意取得の考え方を明確にすべき。

パブリック・コメントのうち、支援への接続についての言及があったものを抜粋します。

No	パブリック・コメント
1	▶ 人の目による支援等の必要性の確認について、支援不要とされたこどもの継続的確認や、判定ロジック精度向上のためのデータ再利用などを明記すべき。
2	▶ 要対協未満の潜在層について、データを組織的に活用するためのスキーム（制度的枠組み）の必要性（要対協に登録までせずとも関係者間で初期的協議ができるような枠組み）
3	▶ 既に支援につながっている対象者のみならず、従来発見できていない事例について、1つ1つの機関では見落としがちな小さな課題が別の機関でも複数存在することがデータ連携で顕在化することで、支援へつながることから、支援につなげるためのデータ連携を検討していくべきである。
4	▶ データを連携し、対象を発見するだけでなく、見守り支援を実施するという意識が重要である。現状では、支援の供給が不足しているため、支援を提供していくための施策を検討いただきたい。
5	▶ 長期の不登校や虐待のケースにおいて、学習支援に関連する情報がこどもに届いていない事例が存在するため、そういった重篤な対象者に対してどのように支援を届けていくか、一連の工程において施策を検討していく必要がある。
6	▶ データを活用して支援先につなぐ等、下流の内容も実証団体にも実施頂きたい。
7	▶ 困難なこどもを発見するのみならず、需給についても分析することも重要である。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world 〜より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とE Yストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「E Y」という。）との間で締結した令和6年10月16日付けの「こどもデータ連携についての調査研究（令和6年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. E Yは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、E Yは一切の責任を負うことはございません。